

1 学校などで 勉強を続ける場合

ざいりゅうしかく りゅうがく ざいりゅうきかんこうしんきょか う べんきょう つづ
在留資格「留学」の 在留期間更新許可を受けて、勉強などを続けられます。

⇒ 今いる学校などから 他の学校に移って 勉強をする場合や これまでいた 学校とは 違う学校などで 勉強を
つづ べんきょう こうしん
続ける場合も 更新ができます。

⇒ 日本語を 勉強している場合、いつもなら 2年間 日本にいたことができますが、これよりも長い期間の
こうしん
更新ができます。

きこく ねん がつ にゅうがく がくせい しごと み ひ
(帰国ができるようになったとしても、2021年3月までに入学した学生は、仕事を見つける日まで、
だいがく にゅうがく ひ き そつぎょうび なが ねんかん ざいりゅうきかん こうしん
または大学などに入学した日まで、決まっている卒業日から長くて1年間、在留期間を更新できます。)

しかくがいかつどうきょか う べんきょう げんそく しゅうかん じかんいなし
⇒ 資格外活動許可を受けた場合は、原則1週間に 28時間以内の アルバイトができます。

2 勉強などを 続けない場合

(1) 「留学」の 在留資格を 持っていた人が、帰るための 飛行機を取ったり、自分の国にある 家に 帰ることが

むずか ひと べんきょう ざいりゅうしかく とくていかつどう げつ ざいりゅうしかくへんこうきょか
難しいと 認められる場合、在留資格「特定活動(6ヶ月)」への 在留資格変更許可が できます。

⇒ 仕事をしたい時は 資格外活動許可を 受けなくても、1週間に 28時間以内の アルバイトが できます。

がく にち そつぎょう じき そつぎょう と
※10月19日から、卒業する時期や 卒業したかどうかは 問いません。